

第1 はじめに

1 証拠書類と附属書類

本書では、民事訴訟を提起する場合、又は保全処分を申し立てる場合、さらには抵当権に基づき競売を申し立てる場合、その訴状や申立書を裁判所に提出する際に、どんな書類を添付すべきなのか、またそれをどのようにして提出しなければならないかについて検討する。

まず、添付する書類といっても、それぞれの意味があることを忘れてはならない。添付される書類のうち、訴状の請求原因や申立ての理由の内容を証明したり、疎明したりするためのものがある。これらの書類は、証拠書類とか疎明書類とかいわれるものであって、自らの請求や申立てを理由付けるために必要なものである。

これに対し、その当事者の資格を示すものがある。法人の代表者を示す資格証明書あるいは、現在事項全部証明書はこのためのものであり、また、子どもを訴えの当事者とする場合の戸籍謄本は、同人が未成年者であるとともに、その訴訟遂行者である親権者が誰かを示すことになる。そして、委任状は訴訟代理人として委任されていることを示すために必要である。これらは附属書類と呼ばれている。このように添付書類といっても、証明するために必要な証拠書類と、手続を進めるに当たって必要な附属書類の2種類に大きく分けることができる。

ここで注意しなければならないのは、例えば現在事項全部証明書は、その訴訟の当事者となる法人の代表者を示すための資料であるとともに、一方では、商人性をあらわすための証拠書類にもなるということである。また、戸籍謄本も、先ほど述べたように、親権者を示すことになるとともに、離婚訴訟においては、婚姻している事実を立証することに使われることになる。このように同じ書類であっても、その用途によって、意味が異なることに注意しなければならない。

○求償金の請求をする場合

事 例 原告Aは、被告CがDから金銭を借り受ける際、その債務を保証したところ、Cは弁済期に返済金の一部を支払うことができなかつたので、AはDの請求により残額全部の弁済をし、借用証書の返戻を受けた。AはCに保証額を求償したが支払わないので、AはCに対しAの弁済分及び損害金の支払を求める。

提出書類	訴状（求償金請求事件）
添付書類	① 金銭消費貸借契約書
	② 保証書
	③ 保証委託契約書
	④ 金員受領書
	⑤ 催告書（内容証明郵便・配達証明書）
	⑥ 証拠説明書
	⑦ 訴訟委任状

ポイント

保証人は、保証債務を履行した場合、主債務者に対する求償権を取得するが、その範囲は、保証についての主債務者からの委託の有無等によって異なる（民459条・462条）。したがって、保証人としては委託の有無、保証の事実、保証債務履行の事実について遺漏なく主張立証をする必要がある。

また、委託を受けた保証人が事前求償権を行使する場合には、行使の要件である民法460条各号所定の事由も主張立証する。

主債務者と保証人の間で保証委託契約が結ばれている場合は、当該契約内容に即して求償を行うこととなる。

① 金銭消費貸借契約書

保証債務の履行によって、保証人が債権者から返戻を受けた金銭消費貸借契約書から、被告が債務を負担した事実を証する。

② 保証書

原告が被告の債務を債権者に対して保証した事実、すなわち原告が保証人である事実を証する証拠として添付する。金銭消費貸借契約書と合体している場合も多い。

③ 保証委託契約書

原告が被告に対し保証を委託した事実を証する書証として添付する。

④ 金員受領書

いわゆる領収書であり、原告が保証債務を履行した事実を証する。求償権発生の大前提となる。いかなる債務につき保証債務を履行したのか明記しておく必要がある。保証人が債務を履行したのに主債務者宛ての領収書を発行しているケースを散見するが、あくまで保証人に宛てて領収書を発行してもらうべきである。

⑤ 催告書（内容証明郵便・配達証明書）

原告が被告に対し求償金を支払うよう求めた事実を証するもの。

なお、内容証明郵便については平成19年10月1日より郵便認証司による認証がされることとなった（郵便58条1号）。

⑥ 証拠説明書

提出する証拠の標目、作成者・作成日時、立証趣旨、原本か写しかを記載する（民訴規137条1項）。

⑦ 訴訟委任状

訴訟代理人による訴訟の場合、代理人に訴訟代理権を与えたことを証するために添付する（民訴規23条1項）。

文例・書式

○催告書（内容証明郵便・配達証明書）

催 告 書

ご承知のとおり、私は、貴殿の委託に基づき、貴殿が平成〇〇年〇〇月〇〇日付でDから借り受けた貸付金の支払債務をDに対し連帯保証しました。しかるにこの支払期限が経過しても貴殿が債務を完済しなかったため、私はDの求めに応じ、平成〇〇年〇〇月〇〇日、保証債務金××円（ただし、元金××円、利息××円^①）をDに対し履行しました。

つきましては、私は、同日、貴殿に対し同額の求償権を取得^②しましたから、上記××円及びこれに対する上記平成〇〇年〇〇月〇〇日から完済まで年〇〇%の割合による金員をただちにお支払い下さるよう催告します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

東京都世田谷区〇〇町〇番地

A 印

東京都世田谷区〇〇町〇番地

C 殿

この郵便物は平成〇〇年〇〇月〇〇日第〇〇〇〇〇〇号書留内容証明郵便物として差し出したことを証明します。

日本郵便株式会社

民書添付三四

二四〇ノ一

配達証明書〔省略〕

① 保証債務の履行として支払った元利金の合計を記入する。複雑な場合は、内訳を書いてよい。

② 委託を受けた保証人は免責の日以降分の法定利息を付加して求償できるから（民459条2項・442条2項）、保証債務を履行したその日を記入する。

（注）内容証明郵便（謄本）の文字数と行数は、横書きの場合、1行13字以内1枚40行以内、又は1行26字以内1枚20行以内に制限されている。

○強制執行の目的物に対して第三者異議の訴えを提起した場合

事 例 判決に基づく強制執行により、訴外Bの所有物は、被申立人Aにより差し押さえられたが、当該差押対象物の中には、申立人C所有物が含まれていたため、Cは第三者異議の訴えを提起した。

しかし当該訴えが確定する前に、Aの執行手続きがすすんでしまい回復困難な損害が生じるおそれがあるため、Cはそれに先立ち、強制執行停止決定申立書を提出する。

提出書類	強制執行停止決定申立書（第三者異議の訴えを提起した場合）
添付書類	<ol style="list-style-type: none"> ① 執行調書謄本 ② 訴状（第三者異議の訴え）写し ③ ②についての受理証明書 ④ 証明書ないし陳述書

ポイント

債務者に帰属する外形（不動産であれば債務者名義の登記、動産であれば債務者による占有、など）を有する財産であれば、強制執行の対象となる。執行には迅速性が要求されるし、執行機関には当該財産が債務者に属するかどうか実体的判断を下すための調査能力も無いので、執行機関は、外形上債務者の財産かどうかのみを考慮すれば足りるとされているからである。

そのため、差押対象物が第三者の財産であった場合でも、その執行自体は違法ではなく、第三者が異議を主張できるだけである。この異議主張手段を、

第三者異議の訴えという（民執38条）。

しかし第三者異議の訴えが提起されただけでは、強制執行手続は停止されないから、後日判決において異議が認められ強制執行を許さない旨の宣言がなされて執行を停止することになっても（民執39条1項6号）、その時点では既に事実上執行が終了してしまっている可能性もある。そのため、第三者異議の訴えの判決が出るまでの間、強制執行の一時停止の仮処分を申し立てることができる（民執38条4項・36条1項）。

なお第三者異議の訴えは、金銭執行の場合は、執行が具体的に開始された後に初めて提起できるが、土地・家屋明渡執行や特定動産引渡執行の場合は、執行開始前でも執行の対象はすでに特定されているので、提起できる。そして執行開始前の訴え提起の場合でも、執行停止を求めることができる（民執38条4項・36条1項）。

1 執行調書謄本

強制執行がなされた事実を証明するため添付する。ただし、土地・家屋明渡執行や特定動産引渡執行の開始前に第三者異議の訴えを提起し、それに伴って一時停止を求める場合は、不要。

2 訴状（第三者異議の訴え）写し

強制執行に対して第三者異議の訴えを提起した事実を疎明するために添付する。

3 2についての受理証明書

2と同趣旨。ただし、裁判所によっては、不要とされている（裁判所内部で連絡が行くため）。

4 証明書ないし陳述書

強制執行の一時停止は、「異議のため主張した事情が法律上理由があるとみえ、かつ、事実上の点について疎明があったとき」に限り、認められる。これらの事情説明や疎明のために、役立つ資料を添付する。

例えば、当該物についてBのC宛預かり証、Cが当該物件を買い受けた店からC宛の代金領収書などである。そのような書類が無い場合には、差押対象物が自分Cの物でBに預けていただけである、との事情を書いたCの陳述書で補う。

文例・書式

○陳述書

陳 述 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所 御中

住所 東京都練馬区〇〇町〇番地

氏名 C

私はBさんのアパートによく出入りして泊まらせてもらうこともあり
ました。近所に安売りショップがあるので、そこで掘り出し物を買って
も、持ち帰るのが面倒臭いときは、何日もBさんの部屋に置かせてもら
っていました。

今回差押の対象にされてしまった〇〇〇も、その一つです。これは8
月5日ころ、安売りショップ〇〇で、9,980円で私が買ったものです。レ
シートがあったはずなので、探していますが、まだ見つかっていません。

民
書
添
付
三